

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第240回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第240回 食品安全委員会議事概要

■第240回食品安全委員会会合結果■【添加物】【化学・汚染】

日時:平成20年5月29日(木) 14:00~15:15

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:22名

議事概要:**(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)**

1) 水道法第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省令で定められている次に掲げる事項について水道により供給される水の水質基準値を改正すること

有機物(全有機炭素(TOC)の量)

・厚生労働省から説明。

・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

<参考>

1) 全有機炭素(TOC)は有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。現時点では、有機物指標であるTOCは健康影響を評価するための指標としてではなく、水の性状を評価するための指標としての役割を果たしており、このTOCに係る水質基準省令の改正について、食品健康影響評価は不要と判断されました。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について**1) 添加物2品目**

(1) 2-エチルピラジン

(2) 2-メチルピラジン

・厚生労働省から説明。

・添加物専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1) アスパラガス、生落花生等の食品に存在し、また、牛肉、エビ、ポテトなどの加熱調理及びコーヒー、カカオ等の焙煎により生成する成分です。欧米では、風味を向上させるために用いられています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について**1) 水道水の水質基準「1, 1-ジクロロエチレン」に係る食品健康影響評価について**

・事務局から説明。

・「1, 1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量(TDI)を46 μ g/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

2) 水道水の水質基準「1, 2-ジクロロエチレン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「1, 2-ジクロロエチレン(シス-1, 2-ジクロロエチレンとトランス-1, 2-ジクロロエチレンの和)の耐容一日摂取量(TDI)を17 μ g/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

<参考>

1) 家庭用ラップ、食品包装用フィルム、樹脂の材料として使われている有機化学物質です。

2) プラスチックの原料として使われている有機化学物質です。

1)、2)は水系での汚染が知られています。

(4) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議状況について**1) 「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に関する意見・情報の募集について**

・事務局及び化学物質・汚染物質専門調査会の担当委員である小泉委員から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。また、食品からのカドミウム摂取については、5年におよぶ審議を経た評価結果であることから、国民に広く周知を図るために、意見交換会の開催についても事務局において検討することとなった。

<参考>

1) 自然界に広く分布している銀白色の重金属です。ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれ、特に、貝類、頭足類などの内臓に多く含まれます。日本人は米飯の摂取量が多いため、米摂取によるカドミウム曝露量の割合が高くなっています。